

京都市廃棄物減量等推進審議会 第3回ごみ処理手数料等検討部会

平成16年8月24日

職員会館かもがわ 大会議室

(次 第)

1 開 会 15 : 15

2 議 事

(1) ごみ処理原価について

(2) 17年度持込手数料改定の基本的方向性

(3) その他

3 閉 会 16 : 45

【資 料】

1 ごみ処理原価について

2 17年度持込手数料改定の基本的方向性

京都市廃棄物減量等推進審議会
ごみ処理手数料等検討部会委員名簿

氏 名	役 職 名
おおはし 大橋 こうじ 弘司	京都百貨店協会 事務局長（㈱大丸京都店 業務推進部総務担当次長）
ぐんじま 郡寫 たかし 孝	同志社大学経済学部 教授
しのだ 篠田 すすむ 進	京都市小売商総連合会 専務理事
しんかわ 新川 こういち 耕市	京都環境事業協同組合 専務理事
◎ たかつき 高月 ひろし 紘	京都大学環境保全センター長
○ はら 原 つよし 強	コンシューマーズ京都（京都消団連） 理事長
ほそき 細木 きょうこ 京子	日本環境保護国際交流会
みわ 三輪 ひろし 泰司	京都商工会議所都市美化・環境対策特別委員会 副委員長
やまね 山根 たくや 拓也	京都環境事業協同組合 副理事長

（敬称略，五十音順）

◎：部会長 ○：副部会長

資料1 ごみ処理原価について

1	ごみ処理原価の考え方	1
	(1) ごみ処理原価とは？	
	(2) 基本的な考え方	
	(3) 部門分け	
	①各部門の人員・車両数の算出	
	②費用の算出	
	(4) 手数料額算定基礎原価の算出	
	①クリーンセンター	
	②埋立処分地	
	(5) 直接費と間接費の考え方	
2	ごみ処理原価の状況	8
	(1) ごみ処理原価の推移	
	(2) 持込ごみ手数料改定に係るごみ処理原価の推移	
	①クリーンセンター搬入手数料額算定基礎原価	
	②埋立処分地搬入手数料額算定基礎原価	
	(参考) 費用項目別の推移	

資料2 17年度持込手数料改定の基本的方向性

1	13年度手数料改定によるごみ減量効果の分析	1
	(1) クリーンセンター	
	(2) 埋立処分地	
2	手数料改定の基本的考え方(案)	3
3	17年度手数料改定の方向性(案)	4
4	17年度手数料改定枠組の減量効果の試算	6
	(1) 17年度手数料改定枠組の減量効果の試算	
	(2) 減量効果試算結果の評価(まとめ)	
	(参考) 各ケースのごみトン当たりの手数料イメージ	
	(参考) ごみ減量効果試算方法について	
	(1) クリーンセンター	
	①試算方法	
	②試算結果	
	(2) 埋立処分地	
	①試算方法	
	②試算結果	

【資料 1 ごみ処理原価について】

- 1 ごみ処理原価の考え方
- 2 ごみ処理原価の状況

1 ごみ処理原価の考え方

(1) ごみ処理原価とは？

ごみ処理原価とは、一言で言えば「ごみの処理にかかった費用」のことである。

(2) 基本的な考え方

単年度の環境局の経費は、大きくは次の10項目に分かれる。

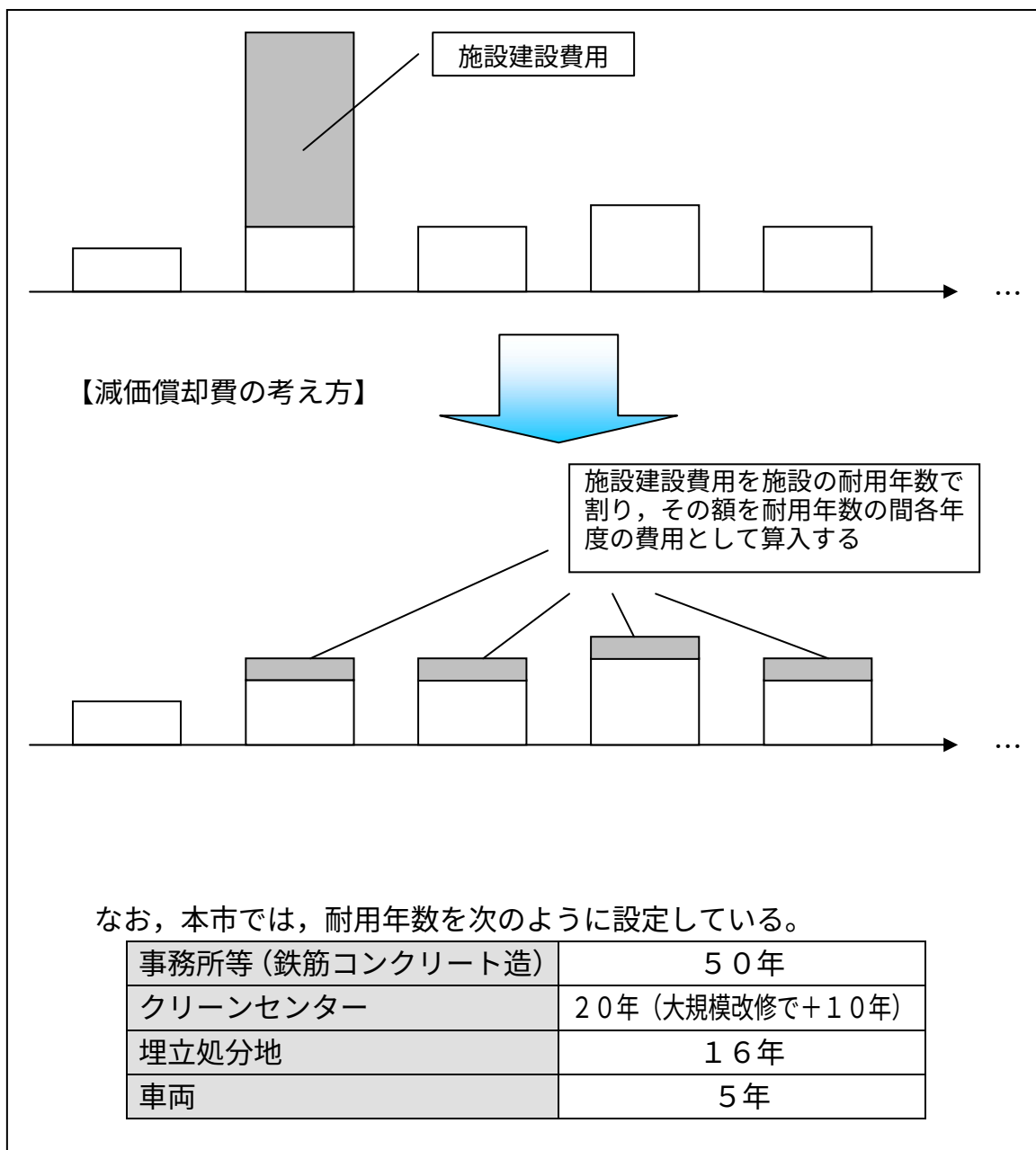
環境総務費	人件費、普及啓発や計画策定等に係る経費など、環境行政全般に関わる費用
公害対策費	大気汚染・水質汚濁・騒音振動・悪臭等の公害対策などに関わる費用
ごみ処理事業費	ごみの収集作業や再資源化、まちの美化推進などに関わる費用
クリーンセンター運営費	クリーンセンターで使用する薬品や消耗品等の購入、施設の保守管理、焼却残灰の運搬などに関わる費用
埋立管理費	埋立処分地で使用する薬品や消耗品等の購入、施設の保守管理などに関わる費用
ふん尿処理事業費	し尿の収集作業、公衆便所の維持管理などに関わる費用
機材管理費	ごみ収集車両等の維持管理などに関わる費用
環境施設営繕費	まち美化事務所やクリーンセンター等の整備などに関わる費用
環境車両整備費	車両の購入に関わる費用
ごみ埋立地整備事業費	埋立処分地の施設整備などに関わる費用

このうち、ごみの処理と直接関係のない公害対策費とふん尿処理事業費は、ごみ処理原価の算定から外す。

また、環境施設営繕費のうち施設建設費など額の大きなもの及び環境車両整備費は、そのまま原価として算入するのではなく減価償却費（※）として計算する。

※減価償却費

クリーンセンターなどの施設を建設する際の費用については、建設中の年度に経費が集中し、そのままその年度の費用として計算すると前後の年度の経費と大きな差が生じる。それでは長期的な経費比較が難しくなるうえ、手数料の算定根拠としても使用しにくくなるため、そうした費用については減価償却の考え方により各年度に均等に割り振ることとしている。

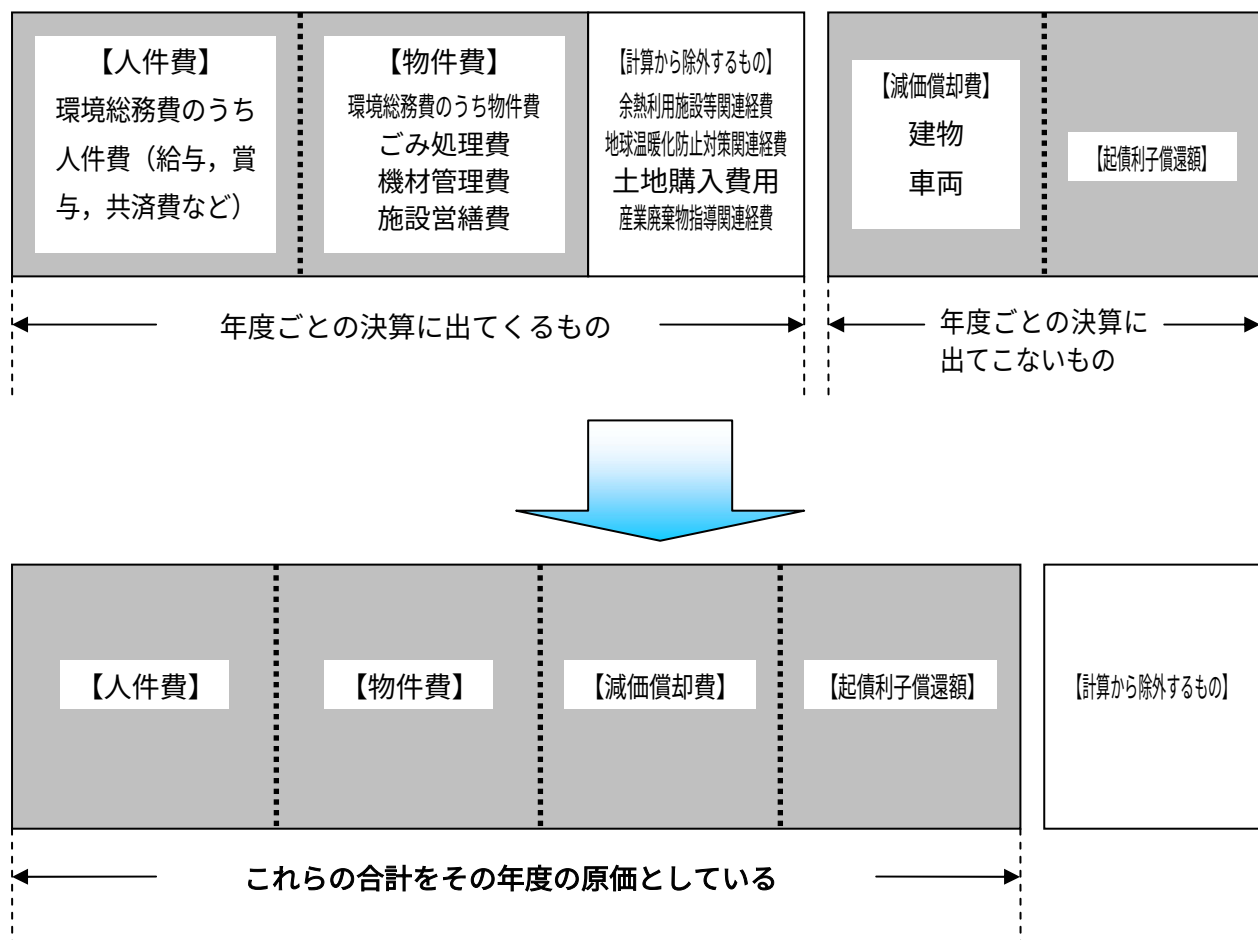


また，起債利子償還額（施設整備の際に発行した市債の利子を返した額）は，環境局の経費として処理されていないが，ごみ処理に関わりのあるものであることから，原価として算入する。

一方、原価に算入する経費項目に含まれるものの中でも、次のような経費は計算から除外する。

	除外理由
余熱利用施設等関連経費	ごみの処理そのものに関わる経費ではないため。
地球温暖化防止対策関連経費	大局的に見ればごみ処理とも関連付けられるが、やはりごみの処理そのものに関わる経費ではないため。
土地購入費用	本来は減価償却の対象になり得るが、土地の価値は減少しないとの考え方により、計算から除外している。ただし、埋立処分地については、土地そのものが埋立予定年数を耐用年数とする施設となっていることから、減価償却の対象としている。
産業廃棄物指導関連経費	一般廃棄物処理に関する経費ではないため。

このような経費を除外した後の各経費，減価償却費，起債利子償還額を合計したものが，その年度のごみ処理原価である。



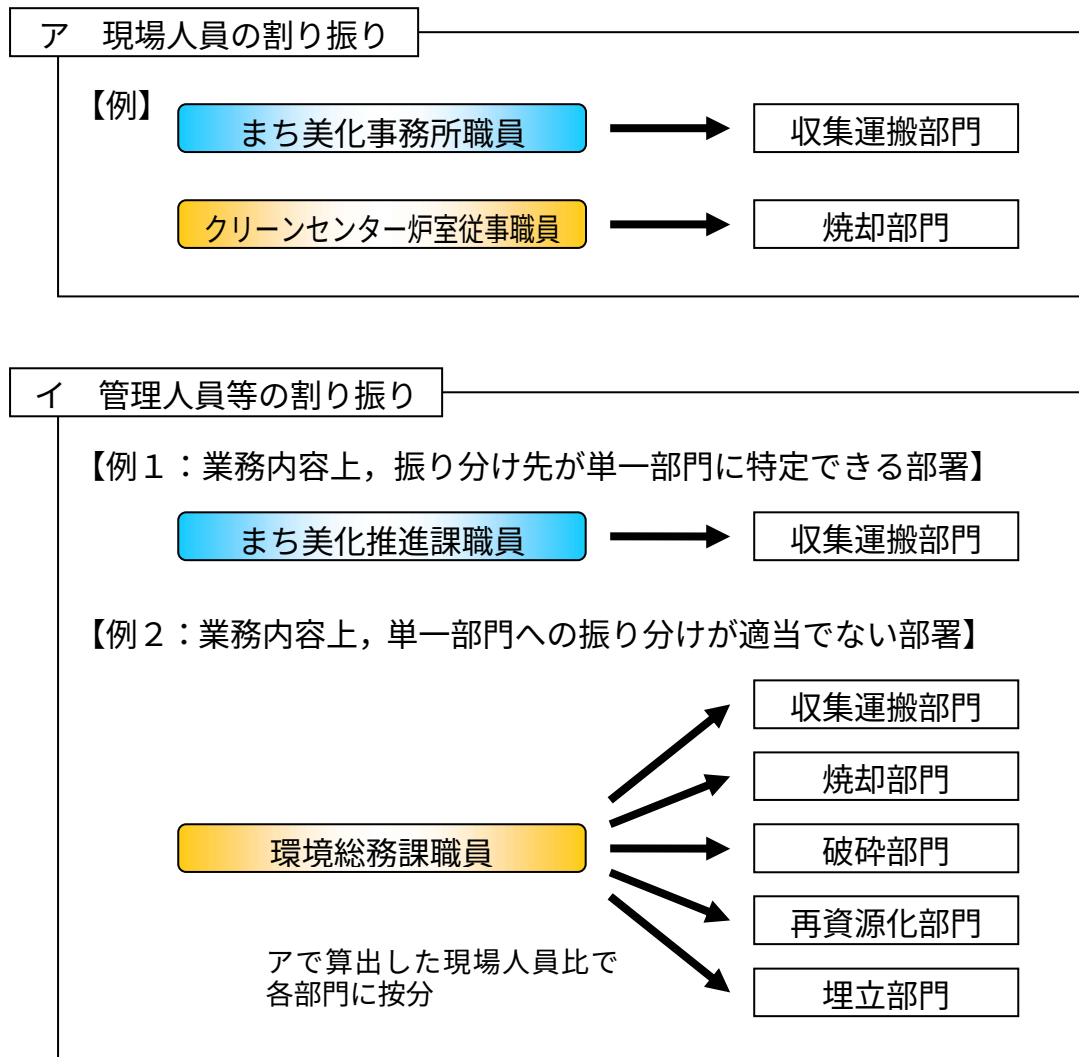
(3) 部門分け

本市では、ごみ処理原価を更に「収集運搬」「焼却」「破碎」「再資源化」「埋立」の5部門に分けている。その手順としては次のとおり。

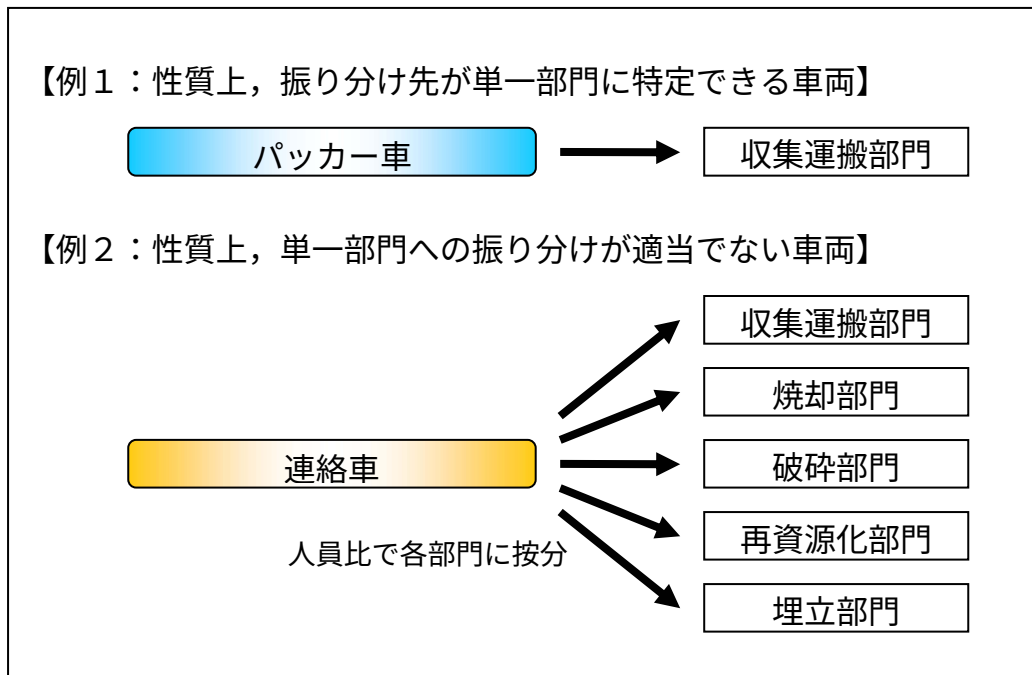
①各部門の人員・車両数の算出

5部門それぞれの人員数と車両数を算出する。これは、人件費の算出や、物件費・減価償却費・起債利子償還額の割り振りに必要となるためである。

人員数は、次のような考え方で各部門へ振り分ける。



車両数についても、考え方は「イ 管理人員等の割り振り」と同様。



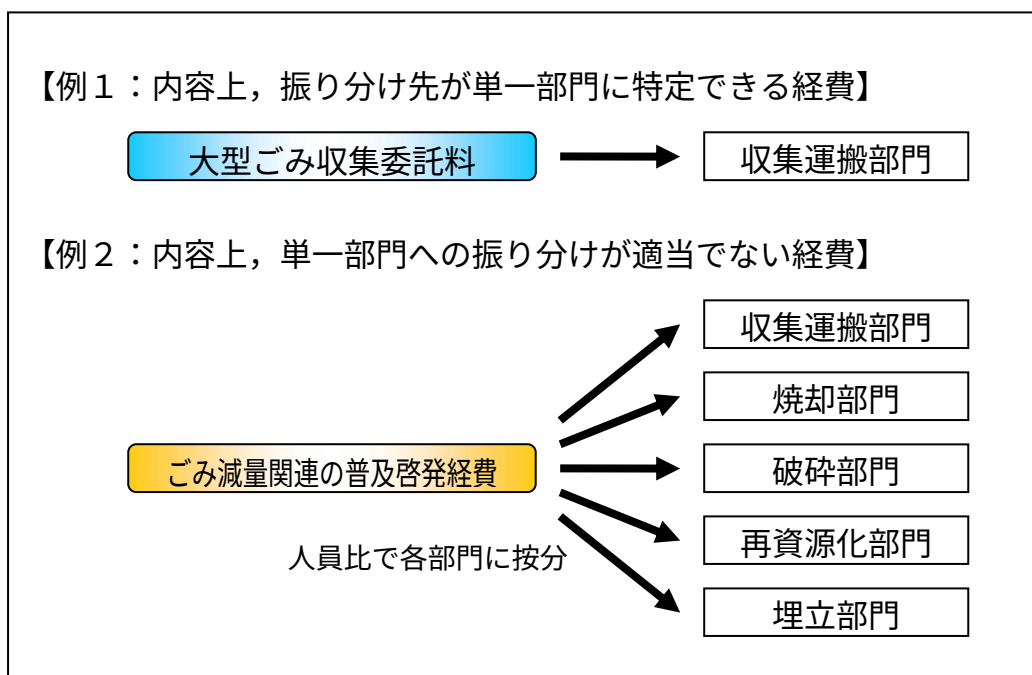
②費用の算出

ア 人件費

本庁及び事業所ごとの1人当たり人件費を算出し、それに人員数を掛けて各部門の人件費を算出する。

イ 物件費

それぞれの費目の目的を見ながら、各部門に振り分けて加算していく。
考え方は人員・車両数を算出する際と同様である。



また、家庭ごみと資源ごみは、同一人員・同一機材で収集しており、コストの明確な区分けができないという考え方から、収集運搬の原価はごみ全体に係るものとして算出している。

ウ 減価償却費・起債利子償還額

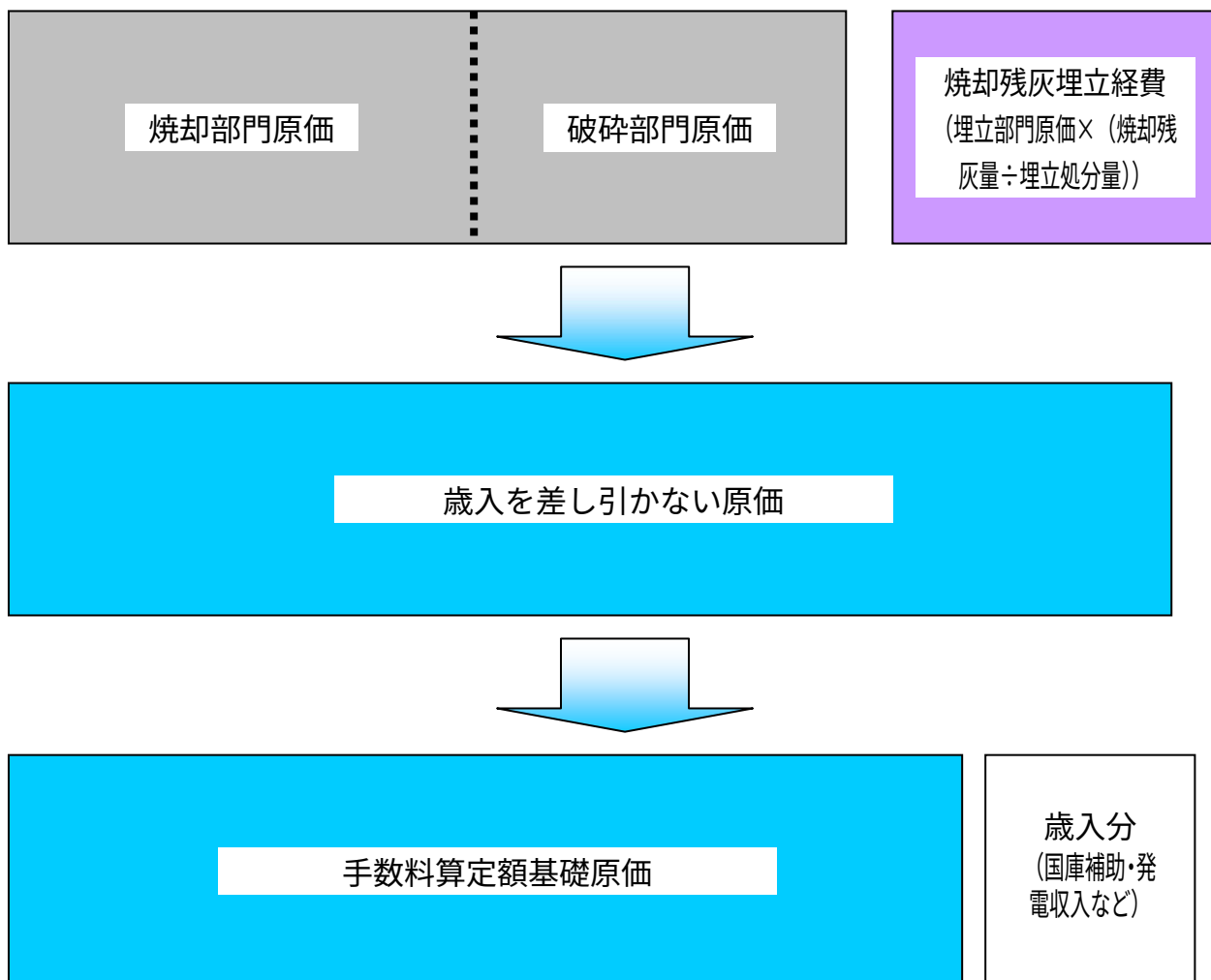
各部門への割り振りは、物件費と同様、それぞれの事業内容により判断して行う。なお、機材整備担当施設の建設・整備費用に係る減価償却費及び起債利子償還額については車両比により、そのほか複数の部門にまたがると考えられる費用に係る減価償却費及び起債利子償還額については人員比により、それぞれ按分する。

(4) 手数料額算定基礎原価の算出

手数料額算定に当たり基礎とする原価は、ここから更に次のような手順により算出する。

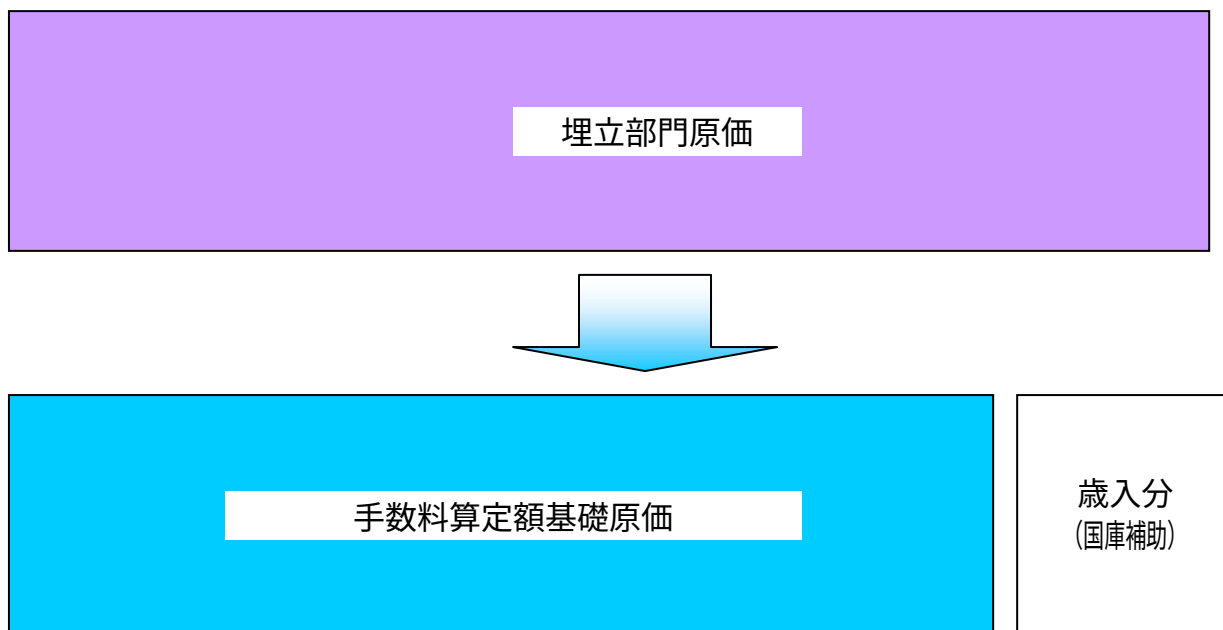
① クリーンセンター

焼却部門及び破碎部門の原価と、焼却残灰埋立経費（埋立部門の原価に（焼却残灰量÷埋立処分量）を掛けた額）とを合算し、そこから国庫補助・発電収入などの歳入を差し引く。



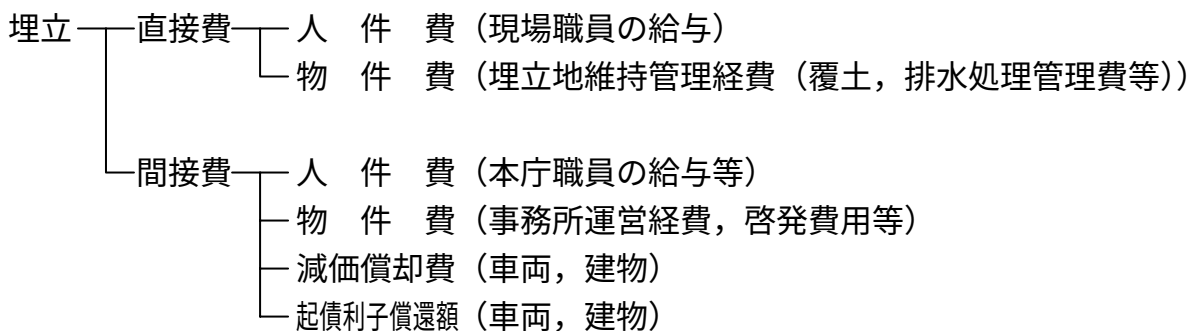
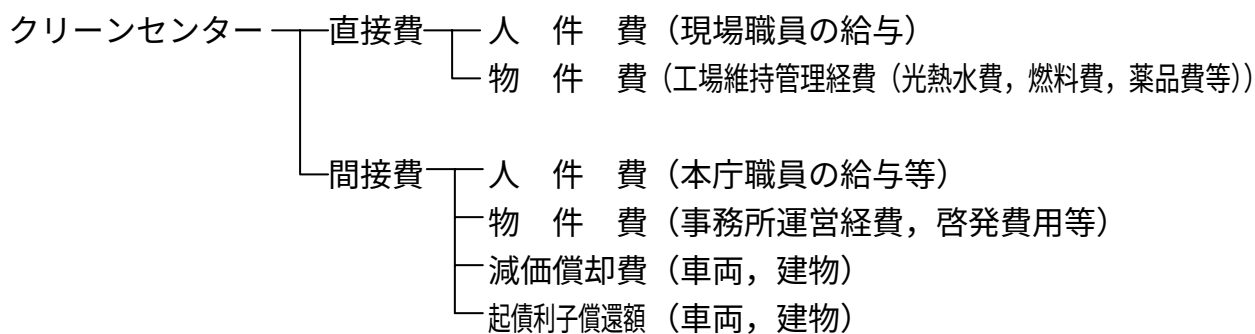
②埋立処分地

埋立部門の原価から国庫補助額を差し引く。



(5) 直接費と間接費の考え方

以上見てきた処理原価については,ごみ処理の現場に直接関わる経費である「直接費」,間接的に関わる経費である「間接費」に分けることができる。その概要は次のとおり。



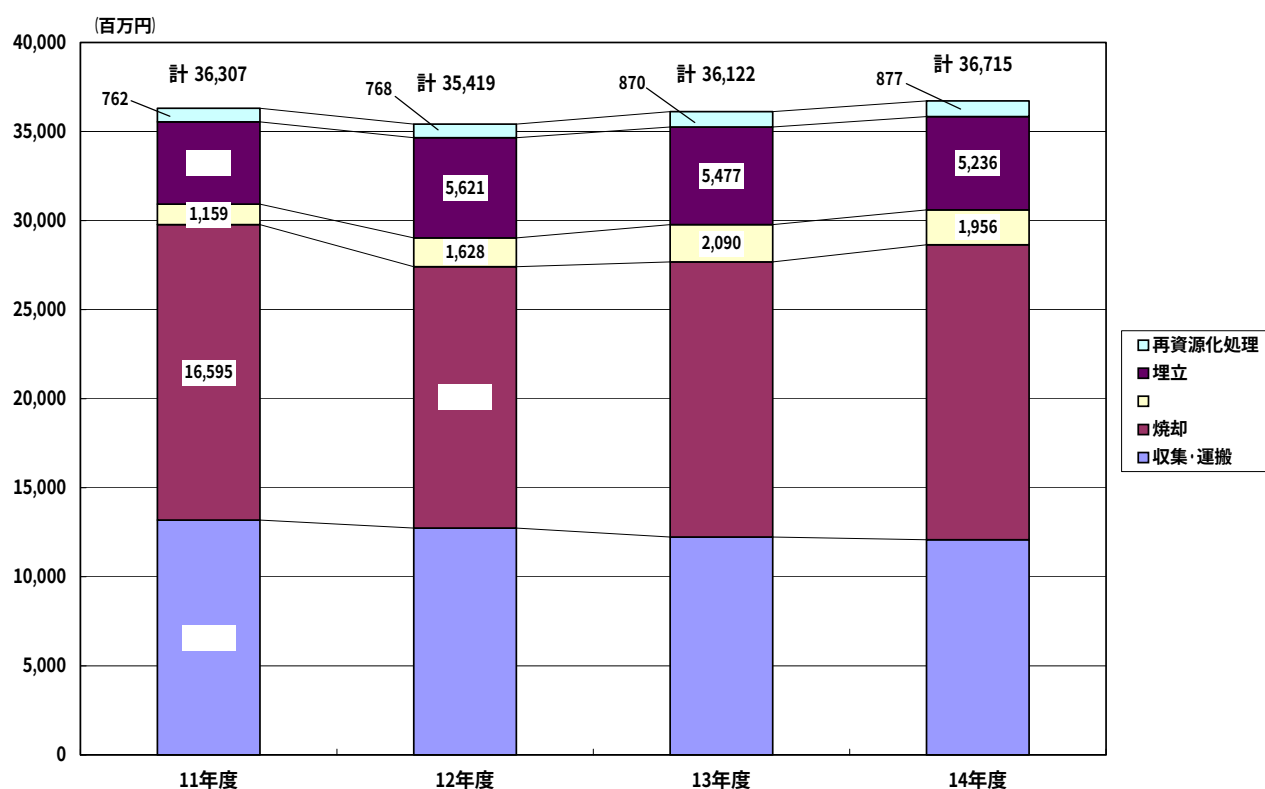
2 ごみ処理原価の状況

(1) ごみ処理原価の推移

歳入分を除いていないごみ処理原価の推移を下に示す。

収集・運搬部門は4年間通して減少傾向にあり、埋立部門も12年度の東部山間埋立処分地の供用開始により増加して以降は、同じく減少傾向にある。

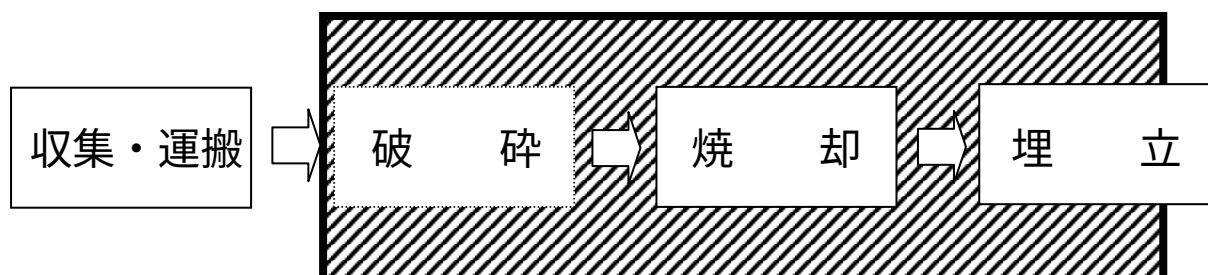
一方、焼却部門、破碎部門及び再資源化処理部門はおおむね増加傾向である。焼却部門については東北部クリーンセンターの整備や各クリーンセンターのダイオキシン対策、破碎部門については焼却部門と同様東北部クリーンセンターの整備、再資源化処理部門については廃食用油回収の拡大やその他プラスチック製容器包装の分別収集に向けた整備に関する費用の増加などが要因と考えられる。



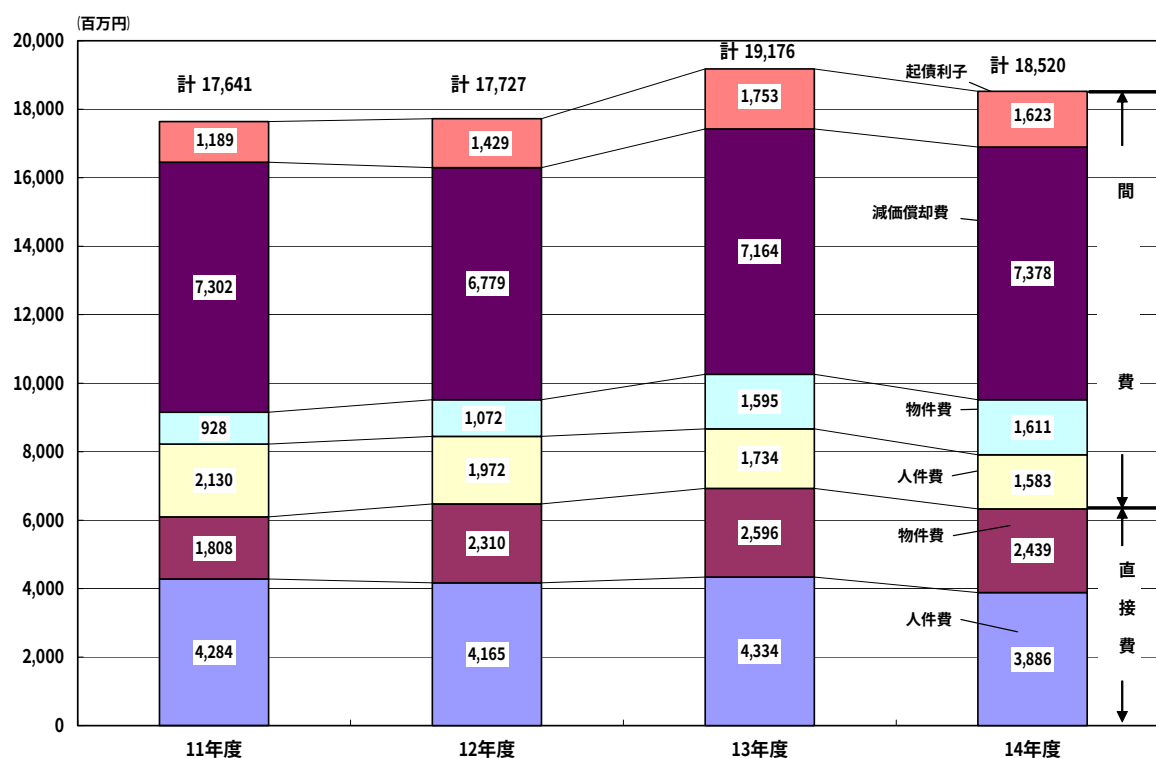
(2) 持込ごみ手数料改定に係るごみ処理原価の推移

① クリーンセンター搬入手数料額算定基礎原価

クリーンセンター搬入手数料額算定基礎原価は、ごみ処理原価のうち焼却部門、破碎部門及び埋立部門の一部（焼却残灰埋立分）を合算し、そこから歳入分を差し引いたものである。

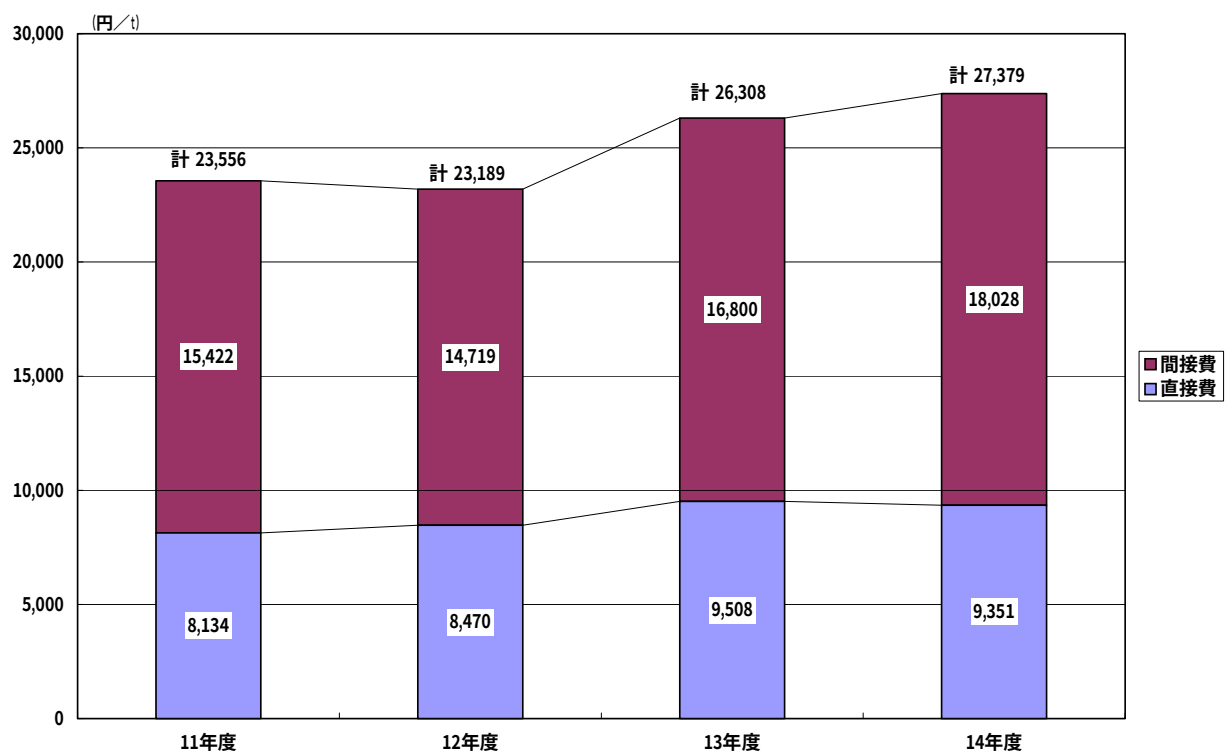


ア 全体的な経費の推移



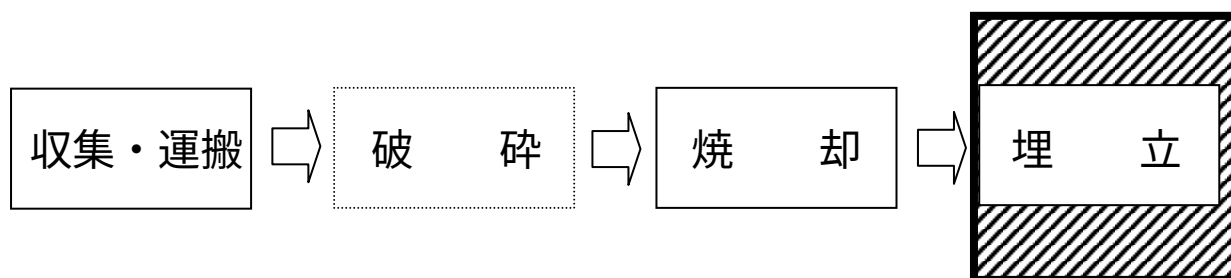
イ トン当たり原価の推移

ここで言う「トン当たり原価」は、焼却部門・破砕部門の原価の合計を焼却量で割った額と、ごみ1トン焼却したときの残灰埋立経費との合計である。

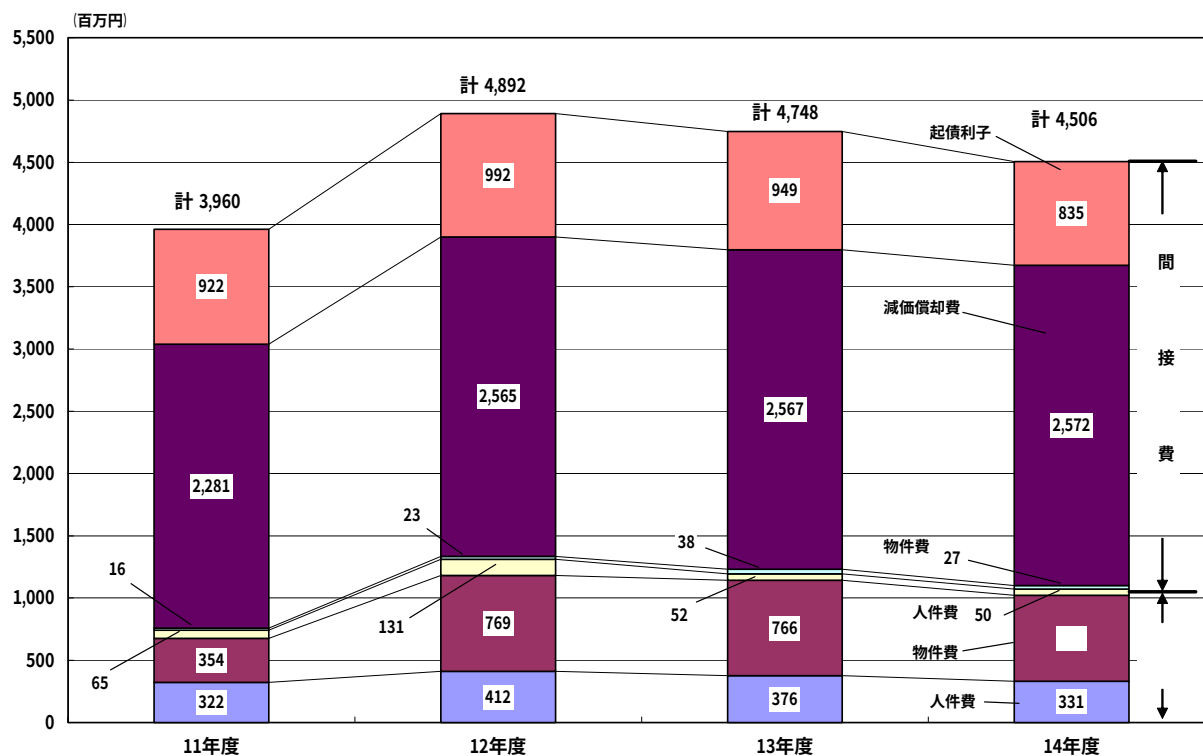


②埋立処分地搬入手数料額算定基礎原価

埋立処分地搬入手数料額算定基礎原価は，ごみ処理原価のうち埋立部門から国庫補助額を差し引いたものである。

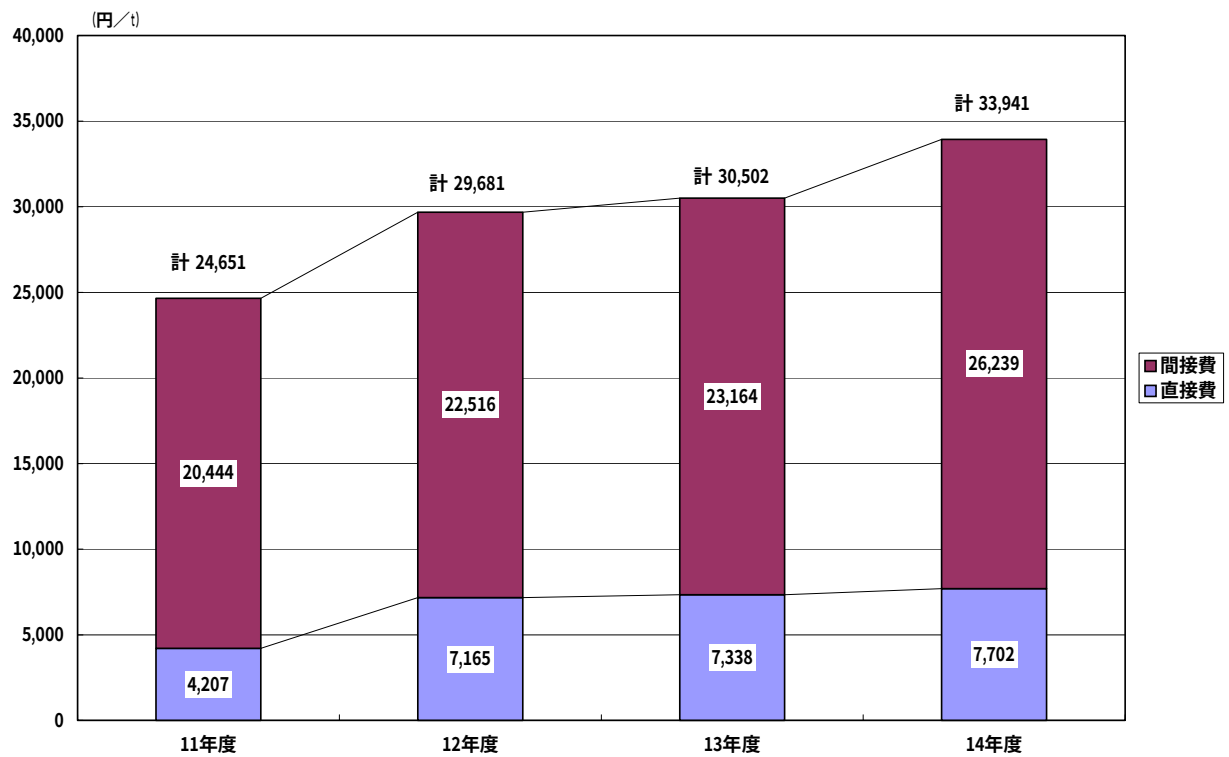


ア 全体的な経費の推移



イ トン当たり原価の推移

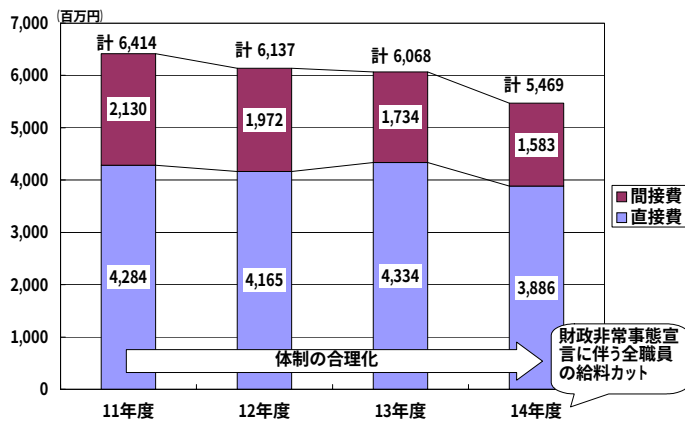
ここで言う「トン当たり原価」は、埋立部門の原価を埋立量で割ったものである。



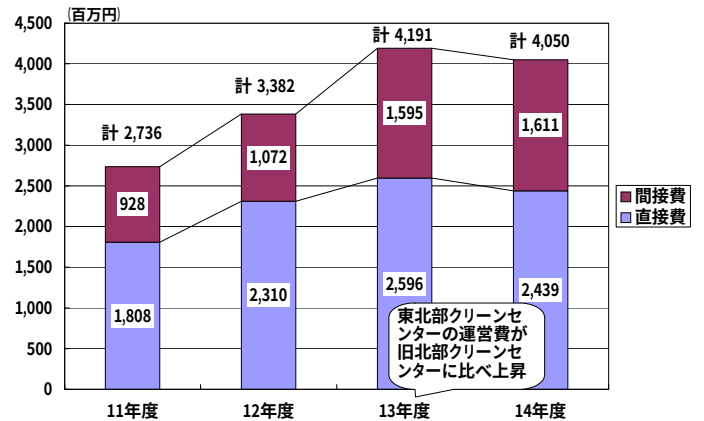
(参考) 費用項目別の推移

① クリーンセンター

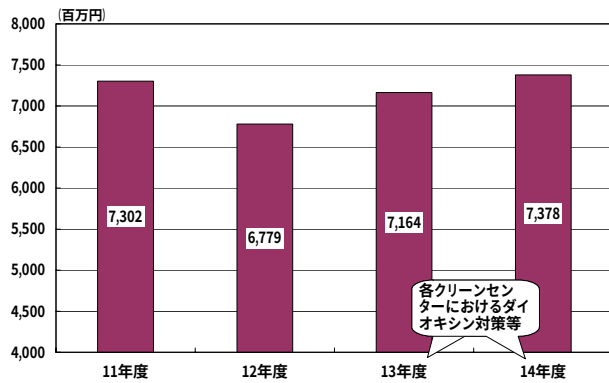
【人件費】



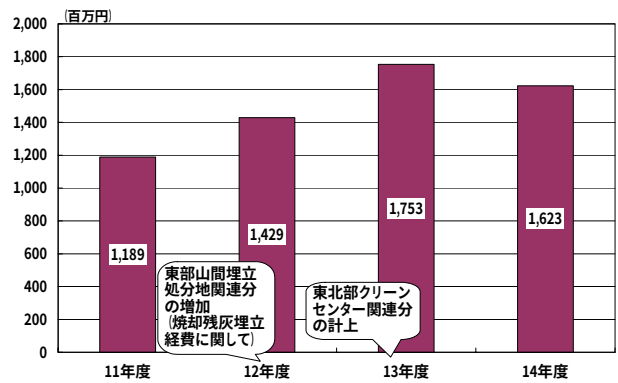
【物件費】



【減価償却費】

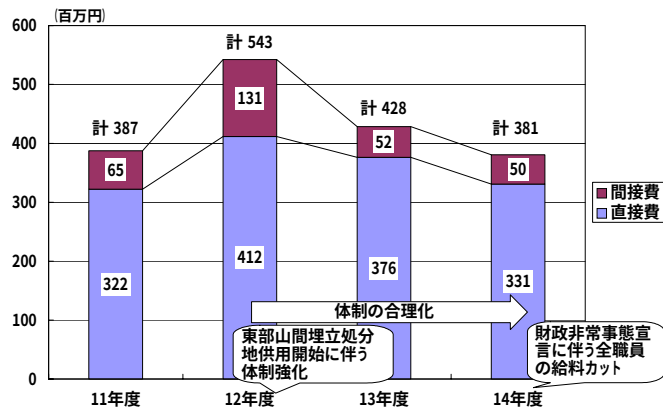


【起債利子償還額】

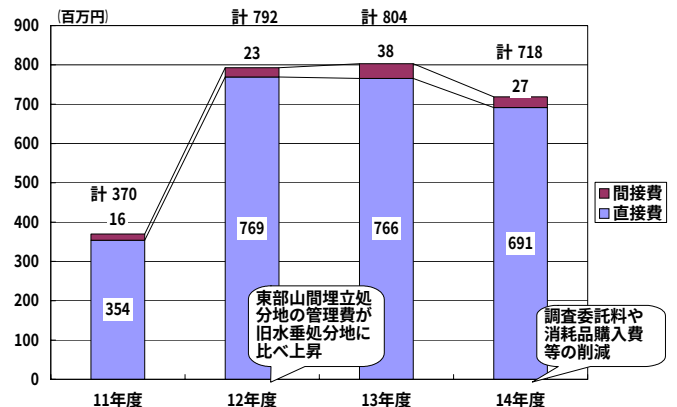


② 埋立処分地

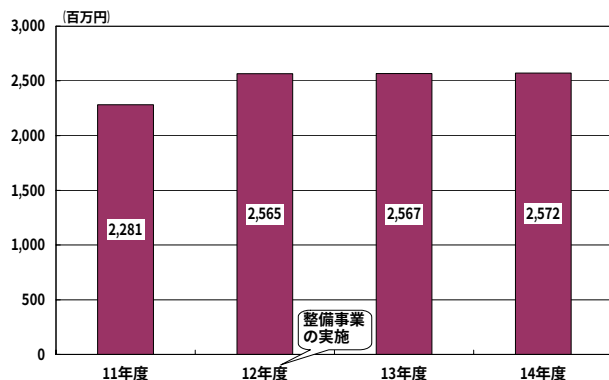
【人件費】



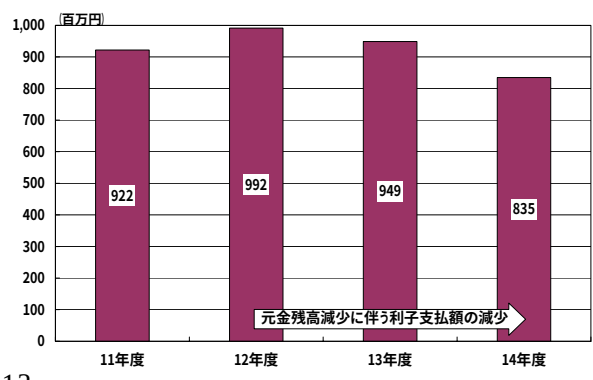
【物件費】



【減価償却費】



【起債利子償還額】



(3) 他都市のごみ処理原価との比較

政令指定都市のうち、事業概要で本市と類似した形でごみ処理原価を公表している都市と本市のごみ処理原価を下表に示す。

下表では、他の5都市に比べて本市の原価は各部門とも軒並み高くなっている。

焼却部門、破碎部門及び埋立部門については、比較的最近施設整備が行われたため、その経費が原価を押し上げていると考えられる。更に焼却部門については、ダイオキシン対策関連の減価償却費等も影響していると思われる。

収集・運搬部門については、仙台市及び千葉市は、ごみ収集の委託が進んでいるうえ、別途資源物の収集・運搬部門を設けていることから、経費が比較的安く抑えられているものと考えられる。

なお、部門設定の仕方や算入経費、歳入控除の考え方など、各都市で原価計算の方法が統一されているわけではなく、また原価の公表自体を行っていない都市もあることなどから、厳密な原価の比較は困難である。

		収集・運搬	処理・処分	焼却	破碎	埋立	計
京都市	総額（千円）	12,070,337		16,575,634	1,955,832	5,235,554	35,837,357
	トン当たり原価（円/t）	37,842		24,504	32,396	39,436	
仙台市	総額（千円）	2,316,420		6,383,480	740,803	560,629	10,001,332
	トン当たり原価（円/t）	10,315		16,020	19,980	8,602	
千葉市	総額（千円）	5,610,019	10,306,063				15,916,082
	トン当たり原価（円/t）	22,440	22,593				
川崎市	総額（千円）	8,859,536	7,931,214				16,790,750
	トン当たり原価（円/t）	23,020	20,608				
横浜市	総額（千円）						
	トン当たり原価（円/t）						
広島市	総額（千円）	7,546,387		5,780,409		2,119,869	15,446,665
	トン当たり原価（円/t）	31,253		17,070		20,728	

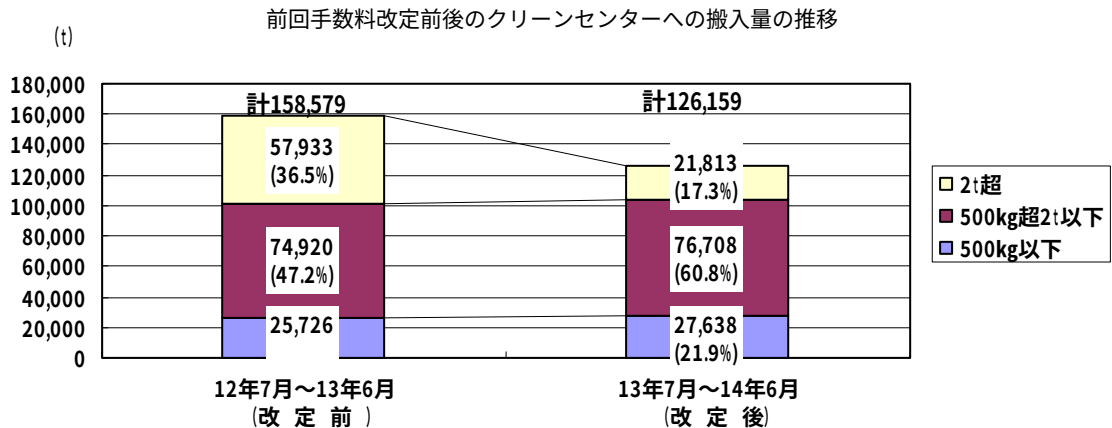
（出典：各都市ごみ処理担当部局事業概要）

※川崎市及び横浜市の原価は平成13年

【資料 2 17 年度持込手数料改定の基本的方向性】

1 13年度手数料改定によるごみ減量効果の分析

(1) クリーンセンター



①搬入量変化の主な要因

※多量搬入者登録制度により全体的にインセンティブが働いたと想定できるが、量的な効果までは推定できない。

○第三区分の搬入量の減少

- ・産廃搬入量を 100 t / 月以下に制限
- ・産廃施設、民間一廃リサイクル施設へ搬入する経済的インセンティブ大
- ・一回当たり搬入量の小口化（第一、第二区分に移行）

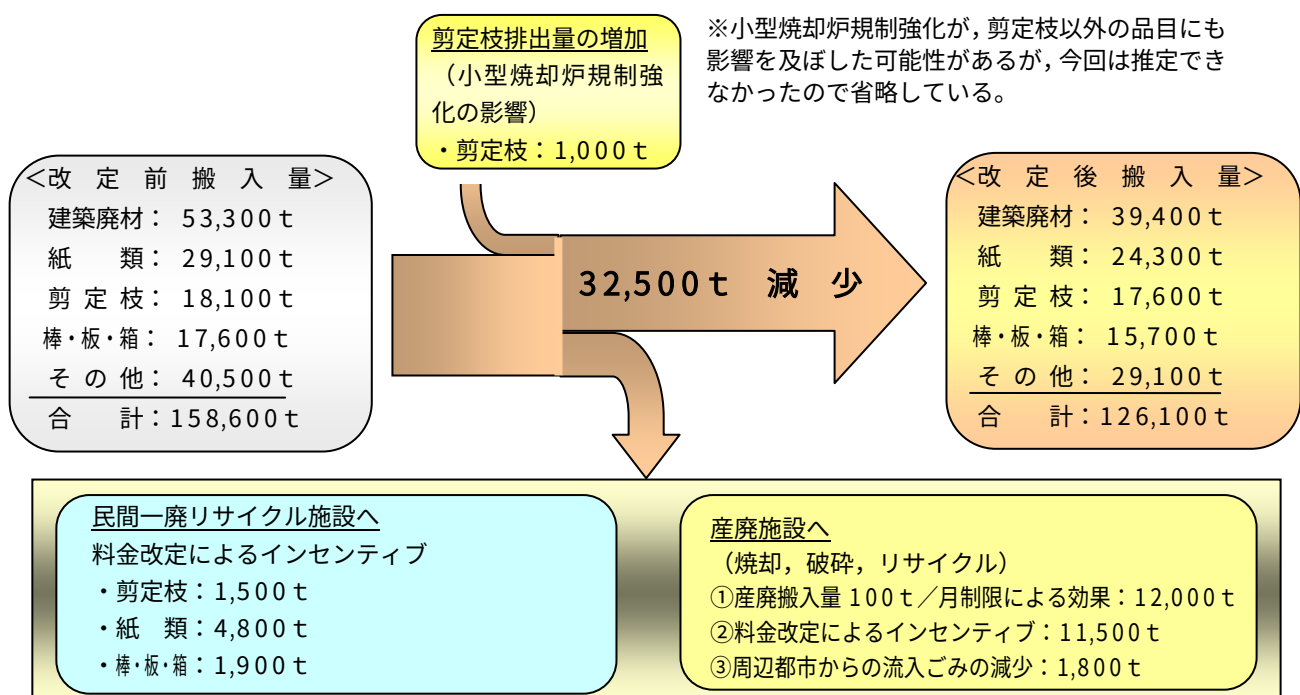
○第一、第二区分の搬入量が微増

- ・産廃施設、民間一廃リサイクル施設へ搬入する経済的インセンティブ小（特に第一区分）
（可燃物を対象とする産廃施設、民間一廃リサイクル施設料金：1 万円 / t ～）
- ・一回当たり搬入量の小口化（第三区分から移行）

○周辺都市からのごみの流入の減少

- ・周辺都市との料金の均衡

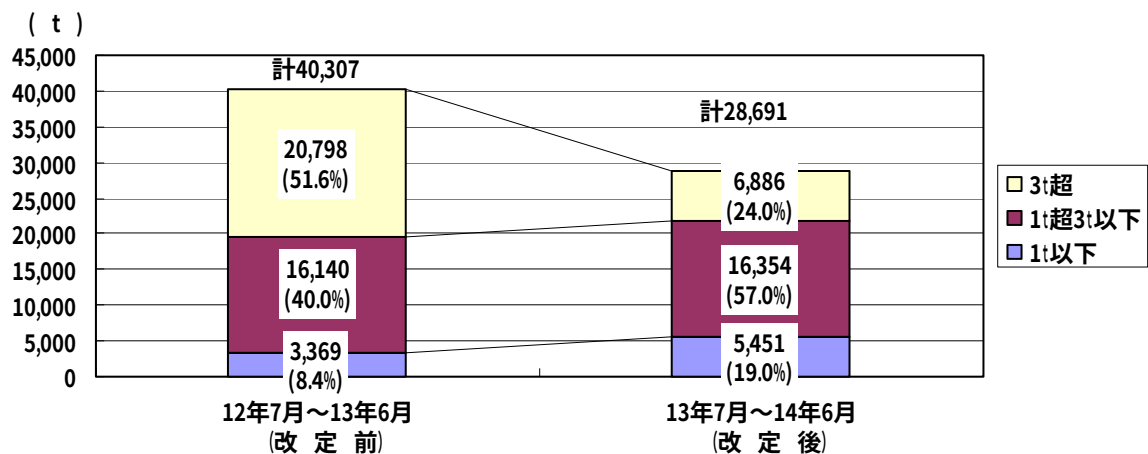
②ごみ質調査結果からみたごみ量の変化



※上記数値は、搬入申告書データ、ごみ質調査結果、一廃リサイクル施設処理実績、周辺都市直接搬入ごみ量の推移から推定している。

(2) 埋立処分地

前回手数料改定前後の埋立処分地への搬入量の推移



①搬入量変化の主な要因

※多量搬入者登録制度により全体的にインセンティブが働いたと想定できるが、量的な効果までは推定できない。

○第三区分の搬入量の減少

- ・産廃搬入量を 100 t / 月以下に制限
- ・産廃施設へ搬入する経済的インセンティブ大
- ・一回当たり搬入量の小口化（第一，第二区分に移行）

○第一，第二区分の搬入量が微増

- ・一回当たり搬入量の小口化（第三区分から移行）
- ・産廃施設へ搬入する経済的インセンティブ小

○ごみ質別の要因

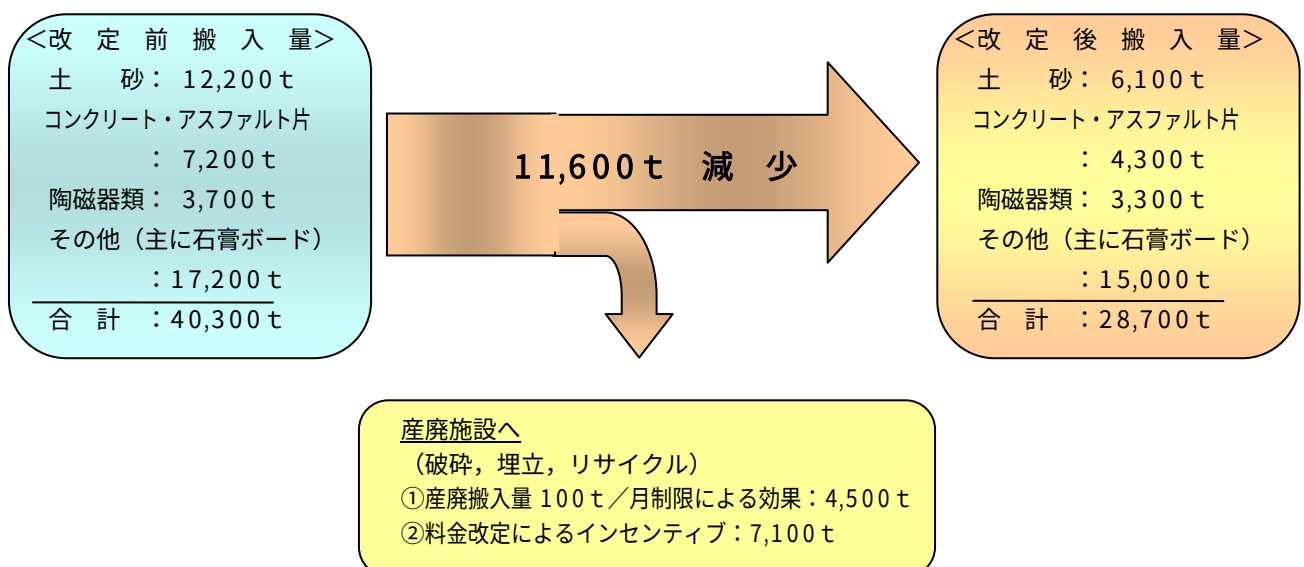
- ・土砂，コンクリート・アスファルト片

分別すれば比較的安価で受入可能な産廃施設がある

（土砂（残土）：数千円～8 千円，コンクリート・アスファルト片：4 千円～7 千円）

⇒経済的インセンティブ大

②ごみ質調査結果からみたごみ量の変化

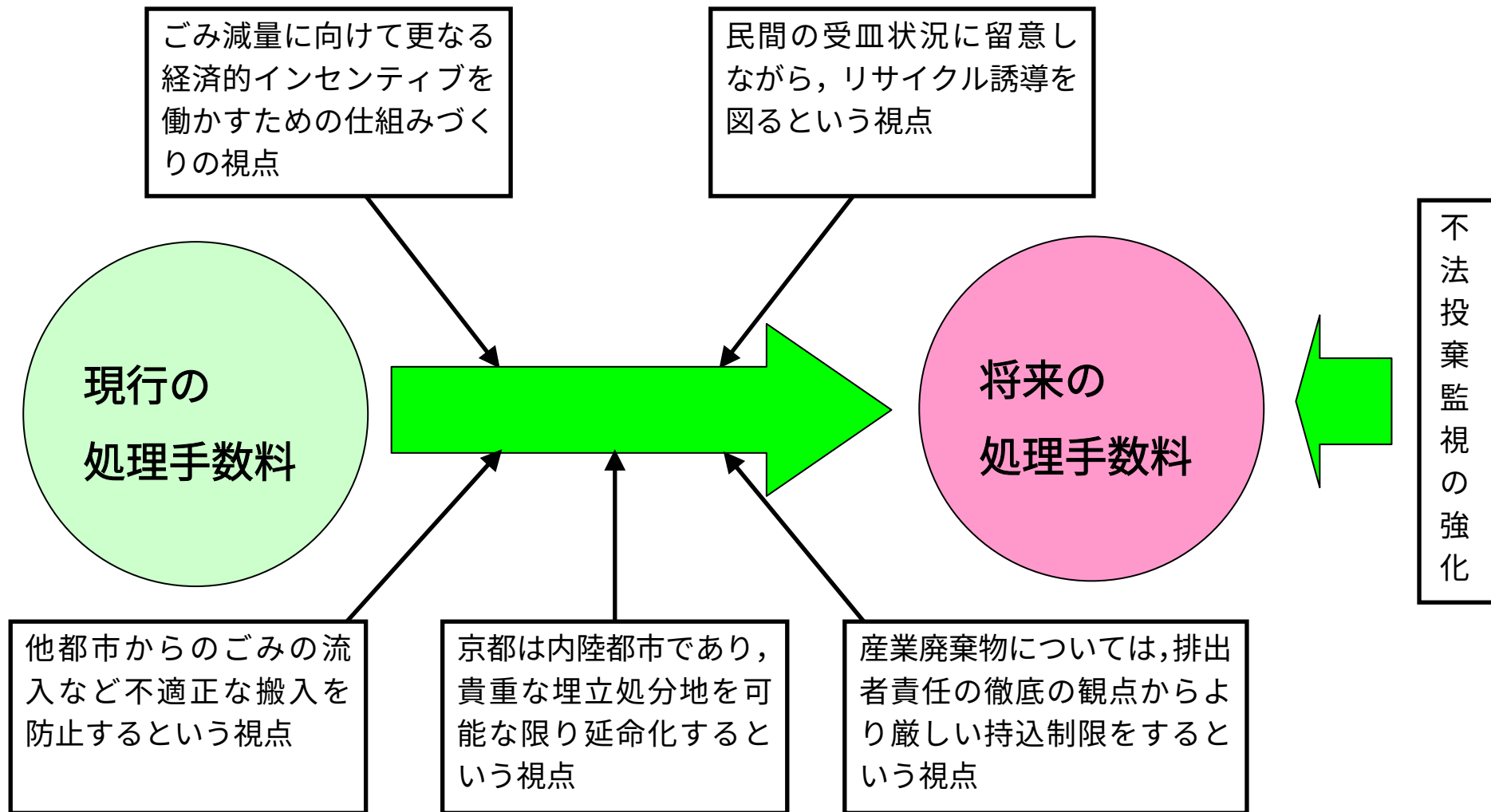


※上記数値は，搬入申告書データ，ごみ質調査結果から推定している。

2 手数料改定の基本的考え方（案）

目標：ごみ減量・リサイクルを進めごみ処理にかかる経費を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、市税を市民の安らぎと華やぎのあるまちづくりのために生かす

3

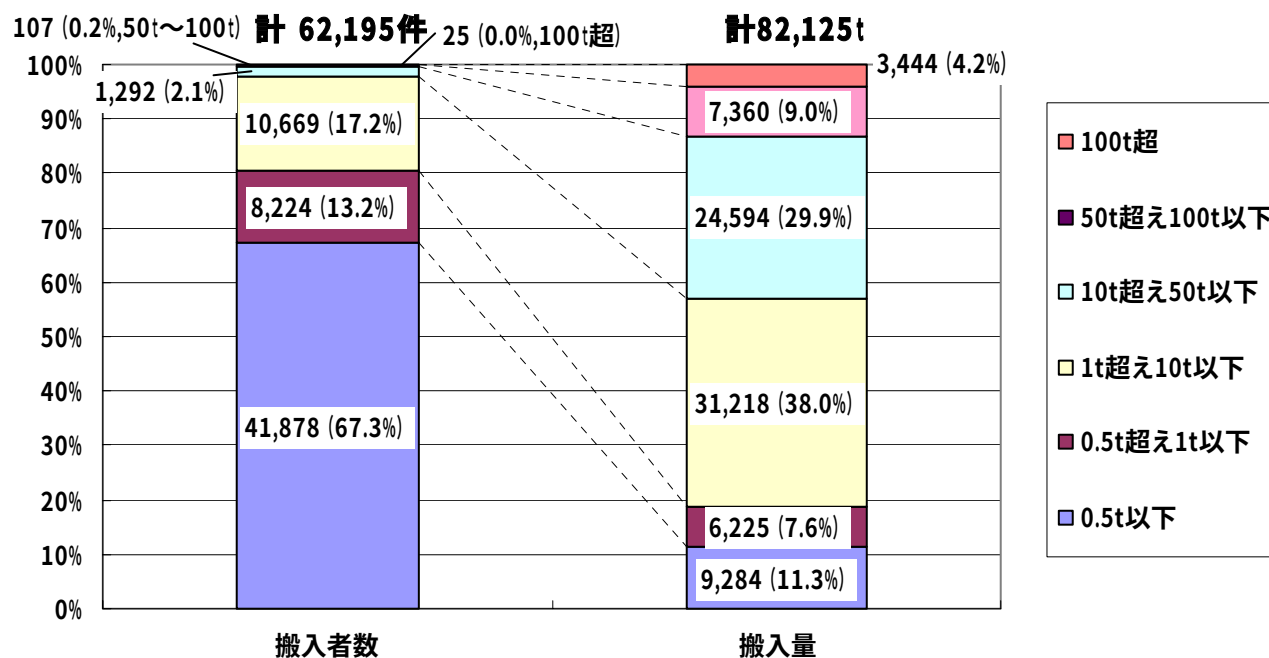


3 17年度手数料改定の方向性（案）

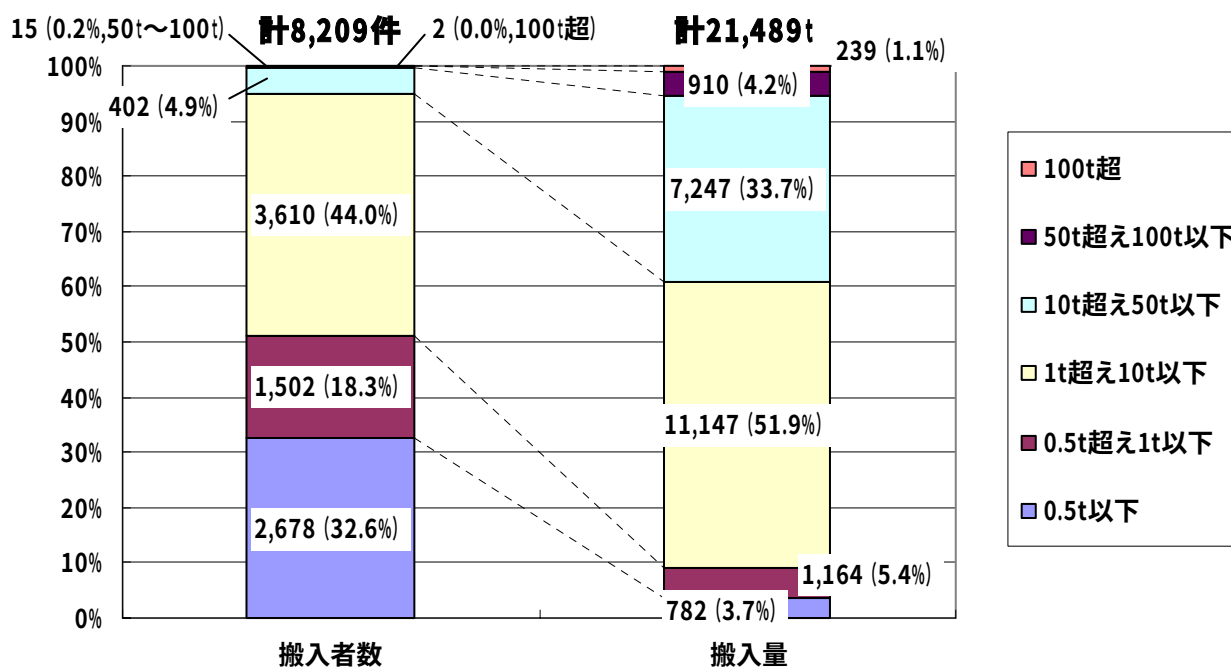
	現状と課題	方向性（案）
産業廃棄物の区別化	・処理手数料の根拠法令が異なる一廃（地方自治法第227条）と産廃（廃棄物処理法第13条：原価徴収を規定）に、別の料金システムを採用することは、現場での一廃、産廃の明確な判断ができないことから現状では困難。 ・ごみの搬入を事前申告制にし、排出現場を確認のうえ、一廃、産廃の判断をするなどの対応策が考えられるが、そうした管理体制を短期間に確立することも困難。	・現状の枠組みの中で産廃に対してより高い料金を設定 産廃搬入者がほとんどを占める埋立処分地について、小口の一廃搬入者に配慮しながら、全体的に料金を高く設定 ・クリーンセンターでは、一廃・産廃の判別が困難であるが、今後、長期的な視点に立って、管理体制も含めて一廃、産廃を区別化できる枠組を検討 などの対応が考えられる。
原価主義，累進制	・顕著なごみ減量効果をもたらしたが、結果として搬入の小口化が進み、最も手数料額の高い第3区分の搬入量が減少 ・処理原価は、前回改定時の算定基礎となった11年度原価と比較して、現状（平成14年度）で上昇。 可燃ごみ：約4,000円／t上昇，不燃ごみ：約9,000円／t上昇 ・第3区分に原価主義の考え方を導入しているものの、第1区分及び第2区分では手数料額をそれより低く設定しているため、全体で見た場合、相応の手数料を徴収できていない。	・各手数料区分範囲を変更し少量搬入側へシフト ・原価主義の導入促進については、今回の原価上昇幅が大きいことから、激変緩和のため前回改定時と同様の考え方（直接費＋間接費／2）で原価上昇分を手数料額に反映 などの対応が考えられる。
多量搬入者登録制度， 産業廃棄物の搬入制限 （月100t以下）	・制度を導入した平成13年度夏以降，多量搬入者数，月100tを超える搬入者数ともに減少。 ・多量搬入者登録制度対象者による搬入量は全体の4～5割をカバーしている。	・多量搬入者登録制度 排出者責任の意識付け，不適正搬入の防止を徹底するためにも，現状の管理体制の継続または，産廃についての管理体制の強化などが考えられる。 ・産廃搬入制限 産廃対策強化の方向性を踏まえ，搬入上限を50t以下に引き下げることなどの対応が考えられる。
周辺自治体手数料との 整合	・周辺自治体との手数料の整合がとれていないことから，交通網が整備されている南部地域からのごみの流入が一部あるものと考えられる。	・ごみの流入を防止するため，周辺自治体（特に南部地域）の手数料を考慮して手数料を設定することなどが考えられる。

(参考) 同一搬入者による 1 月間の搬入量別の搬入者数及び搬入量の分布

クリーンセンターにおける分布 (平成15年度)



埋立処分地における分布 (平成15年度)



4 17年度手数料改定枠組の減量効果の試算

(1) 17年度手数料改定枠組の減量効果の試算

前項で示した方向性（案）を踏まえ、下表に示す4パターンの手数料改定枠組について、ごみ減量効果を試算した。

なお、手数料設定については、第3区分に「直接費+間接費/2」の原価上昇分を上乗せすることを想定して試算している。ただし、17年度改定時に使用する直近の原価（平成15年度分）についてはまだ確定していないので、平成14年度原価を使用して試算している。

	区分毎の手数料（円）	手数料区分毎のごみ量（平成15年度，t／年）	想定される減量要素	メリット・デメリット	試算結果																
ケース A	○区分：現行と同じ ○手数料：全区分均等に上乗せ クリーンセンター ■上乗分 □現行 埋立 □現行 ■上乗分	クリーンセンター（現行と同じ区分） 埋立処分地（現行と同じ区分）	＜クリーンセンター・埋立共通＞ ＜クリーンセンター＞ ・産廃搬入量制限の引下げ（100t／月⇒50t／月） ・多量搬入者登録制度の継続	＜クリーンセンター，埋立 共通＞ ●手数料の負担感が大きくなる ＜クリーンセンター＞ ○第1，第2区分に産廃施設，民間一廃リサイクル施設へのインセンティブが新たに働く ○ある程度周辺自治体との料金均衡が図れる ●第3区分の搬入量がほとんどないため，2区分での累進制と同じような状況となる ＜埋立処分地＞ ○全区分，同じ割合の改定幅となり，全区分同等に産廃施設へのインセンティブが働く	<table><tr><th></th><th>C</th><th>C</th><th>埋立</th></tr><tr><td>現 状</td><td>83,500t</td><td></td><td>23,600t</td></tr><tr><td>改定後</td><td>71,800t</td><td></td><td>19,200t</td></tr><tr><td>効 果</td><td>△ 11,700t</td><td></td><td>△ 4,400t</td></tr></table> ⇒ 減量効果：2番		C	C	埋立	現 状	83,500t		23,600t	改定後	71,800t		19,200t	効 果	△ 11,700t		△ 4,400t
	C	C	埋立																		
現 状	83,500t		23,600t																		
改定後	71,800t		19,200t																		
効 果	△ 11,700t		△ 4,400t																		
ケース B	○区分：現行と同じ ○手数料：第3区分から傾斜上乗せ クリーンセンター ■上乗分 □現行 埋立 □現行 ■上乗分	クリーンセンター（区分引下げ） 埋立処分地（区分引下げ）	＜クリーンセンター＞ ・区分変更，手数料変更による産廃施設，民間一廃リサイクル施設へのインセンティブ（建設廃材，剪定枝，棒・板・箱，紙類） ＜埋立処分地＞ ・周辺自治体（南部地域）との手数料均衡による，流入ごみの減少	＜クリーンセンター，埋立 共通＞ ●手数料の負担感はほとんど変わらない ＜クリーンセンター＞ ●第1区分にはインセンティブが働かない ●第2，第3区分ともに料金の改定幅が小さくなり，ほとんどインセンティブは働かない ＜クリーンセンター＞ ●周辺自治体との料金均衡が図れない ●第3区分の搬入量がほとんどないため，2区分での累進制と同じような状況となる	<table><tr><th></th><th>C</th><th>C</th><th>埋立</th></tr><tr><td>現 状</td><td>83,500t</td><td></td><td>23,600t</td></tr><tr><td>改定後</td><td>80,600t</td><td></td><td>22,800t</td></tr><tr><td>効 果</td><td>△ 2,900t</td><td></td><td>△ 800t</td></tr></table> ⇒ 減量効果：4番		C	C	埋立	現 状	83,500t		23,600t	改定後	80,600t		22,800t	効 果	△ 2,900t		△ 800t
	C	C	埋立																		
現 状	83,500t		23,600t																		
改定後	80,600t		22,800t																		
効 果	△ 2,900t		△ 800t																		
ケース C	○区分：（クリーンセンター）①区分～0.3t～②区分～1t～③区分（埋立）①区分～0.6t～②区分～2t～③区分 ○手数料：全区分均等に上乗せ クリーンセンター ■上乗分 □現行 埋立 □現行 ■上乗分	クリーンセンター（区分引下げ） 埋立処分地（区分引下げ）	＜埋立処分地＞ ・区分変更，手数料変更による産廃施設へのインセンティブ（土砂，コンクリート・アスファルト，陶磁器類，その他（主に石膏ボード））	＜クリーンセンター，埋立 共通＞ ●手数料の負担感が大きくなる ＜クリーンセンター＞ ○第1，第2区分に新たなインセンティブが働く ○区分引下げにより，現行の第2区分後半（1～2t）に新たに大きなインセンティブが働く ○3区分の搬入量バランスが是正され，3区分累進制の効果を保てる ＜埋立処分地＞ ○ある程度周辺自治体との料金均衡が図れる ○区分引下げにより，一部の小口一廃搬入者に配慮しながら，全体的に大きな改定幅となるため，インセンティブも働く	<table><tr><th></th><th>C</th><th>C</th><th>埋立</th></tr><tr><td>現 状</td><td>83,500t</td><td></td><td>23,600t</td></tr><tr><td>改定後</td><td>69,100t</td><td></td><td>14,300t</td></tr><tr><td>効 果</td><td>△ 14,400t</td><td></td><td>△ 9,300t</td></tr></table> ⇒ 減量効果：1番		C	C	埋立	現 状	83,500t		23,600t	改定後	69,100t		14,300t	効 果	△ 14,400t		△ 9,300t
	C	C	埋立																		
現 状	83,500t		23,600t																		
改定後	69,100t		14,300t																		
効 果	△ 14,400t		△ 9,300t																		
ケース D	○区分：（クリーンセンター）①区分～0.3t～②区分～1t～③区分（埋立）①区分～0.6t～②区分～2t～③区分 ○手数料：第3区分から傾斜上乗せ クリーンセンター ■上乗分 □現行 埋立 □現行 ■上乗分	クリーンセンター（区分引下げ） 埋立処分地（区分引下げ）	※いずれも小口化の影響までは推定できなかったもので，今回は考慮していない。	＜クリーンセンター，埋立 共通＞ ●手数料の負担感がやや大きくなる ＜クリーンセンター＞ ○区分引下げにより，現行の第2区分後半（1～2t）に新たに大きなインセンティブが働く ●第1区分にはインセンティブが働かない ＜埋立処分地＞ ○第3区分には区分引下げ効果で，ある程度インセンティブが働く ●第1，第2区分にはあまりインセンティブが働かない。（第1区分はインセンティブなし）	<table><tr><th></th><th>C</th><th>C</th><th>埋立</th></tr><tr><td>現 状</td><td>83,500t</td><td></td><td>23,600t</td></tr><tr><td>改定後</td><td>75,700t</td><td></td><td>20,800t</td></tr><tr><td>効 果</td><td>△ 7,800t</td><td></td><td>△ 2,800t</td></tr></table> ⇒ 減量効果：3番		C	C	埋立	現 状	83,500t		23,600t	改定後	75,700t		20,800t	効 果	△ 7,800t		△ 2,800t
	C	C	埋立																		
現 状	83,500t		23,600t																		
改定後	75,700t		20,800t																		
効 果	△ 7,800t		△ 2,800t																		

※傾斜上乗せ：第2区分には第3区分上乗せ分の1/2を上乗せ。第1区分には上乗せなし。

※ ○：メリット ， ●：デメリット

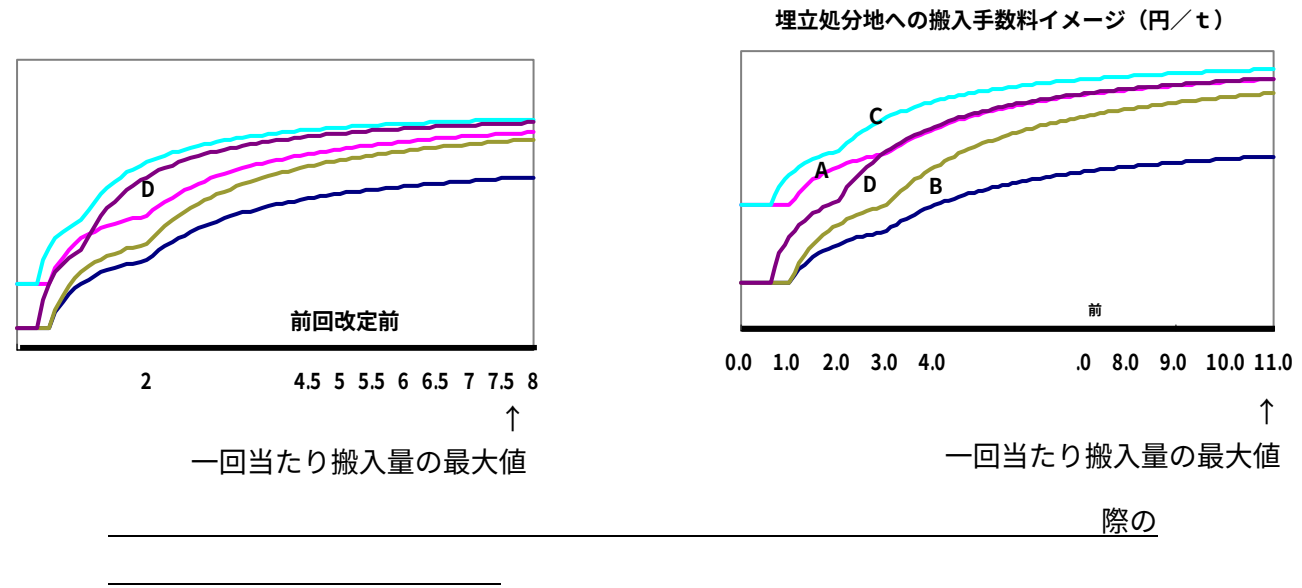
(2) 減量効果試算結果の評価（まとめ）

評価項目	A 区分：変更なし 手数料：均一上乘せ		B 区分：変更なし 手数料：傾斜上乘せ		C 区分：引下げ 手数料：均一上乘せ		D 区分：引下げ 手数料：傾斜上乘せ	
	CC	埋立	CC	埋立	CC	埋立	CC	埋立
小口排出者に対するリサイクル等へのインセンティブ	◎	○※1	×	×	◎	○※1	×	×
大口排出者に対するリサイクル等へのインセンティブ	△※2	○	×	×	◎	○	◎	○
累進制効果の持続 （区分範囲の適正化）	×	△	×	△	○	○	○	○
周辺自治体からのごみ流入，流出抑制効果（料金の均衡）	○	－	×	－	○	－	○	－
手数料の負担感の増加 （×：大，△：中，○：小）	×	×	○	○	×	×	△	△
ごみ減量効果	○	○	×	×	◎	◎	△	△

※1：埋立（不燃）の産廃受皿は比較的料金が高いので，CC（可燃）ほどのインセンティブは働かないと考えられる。

※2：第3区分に料金面では十分にインセンティブが働くものの，現状の区分のままではほとんど搬入量がないため低い評価としている

(参考) 各ケースのごみトン当たりの手数料イメージ

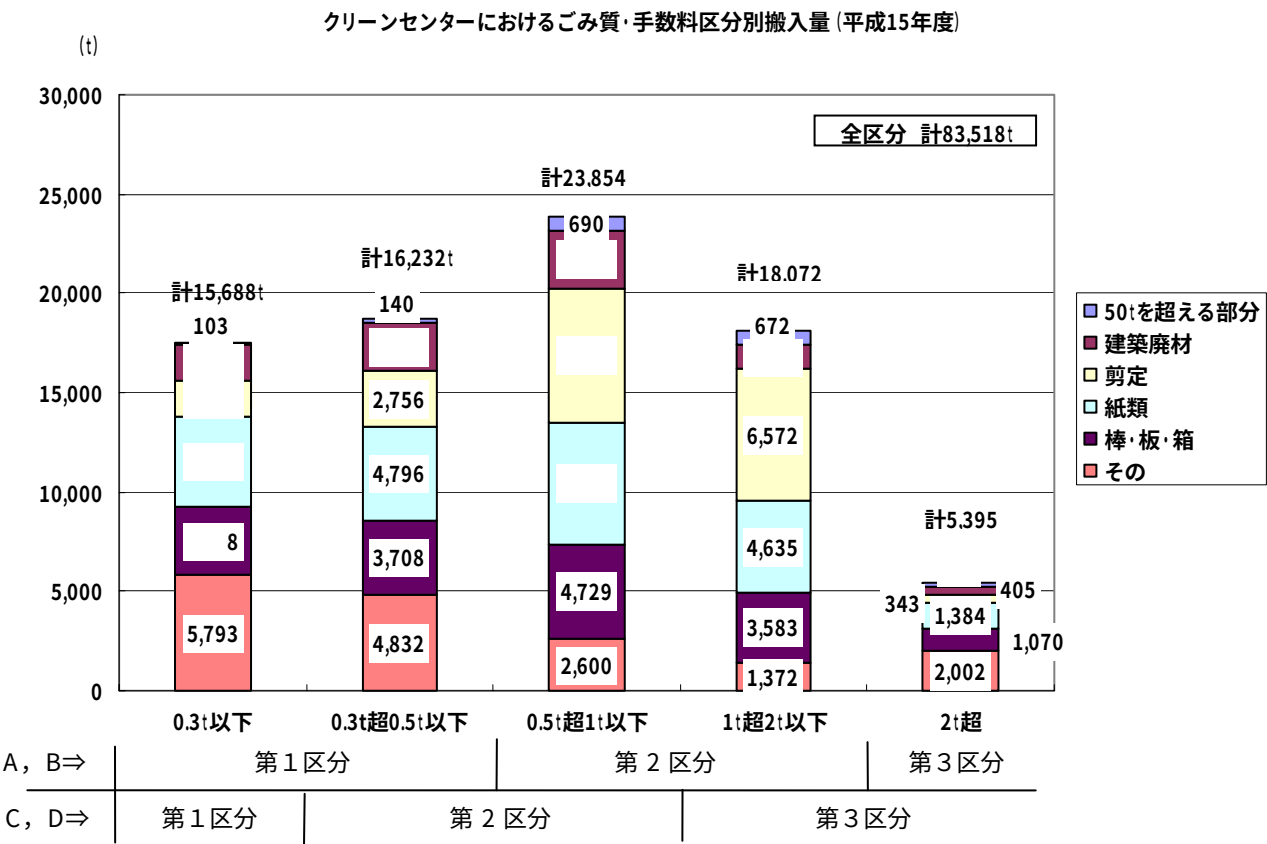


(参考) ごみ減量効果試算方法について

(1) クリーンセンター

① 試算方法

- 手数料区分別、ごみ質別に減量効果を試算する



※搬入申告書データ、ごみ質調査結果から推定

○ 考慮する減量要素

■ 産廃搬入量制限の切下げ (月 100 t⇒月 50 t)

⇒現状月 50 t 超搬入者による搬入量のうち、50 t を超える部分は全量産廃施設へ搬入されるので、総搬入量からその分を差引く

■ 区分変更, 手数料変更による産廃施設, 民間リサイクル施設へのインセンティブ

⇒・剪定枝, 建廃, 棒・板・箱, 紙類

- ・前回改定時の各品目のごみ減量効果を試算し、それを今回改定時の最大減量効果と仮定する
- ・手数料区分別・品目別に、民間リサイクル施設の受入料金、手数料改定幅と前回の改定幅を考慮し減量効果を推定する

⇒・建廃以外の産廃

- ・前回改定時は大きく減少したと考えられるが、現状産廃焼却施設の容量がほとんどないので、今回は減量を見込まない

■周辺自治体からの流入ごみの減少

⇒各ケースの平均徴収単価と南部地域の受入手数料とを比較し、前回改定時と同等に整合が取れている場合には、以下の減量効果を見込む

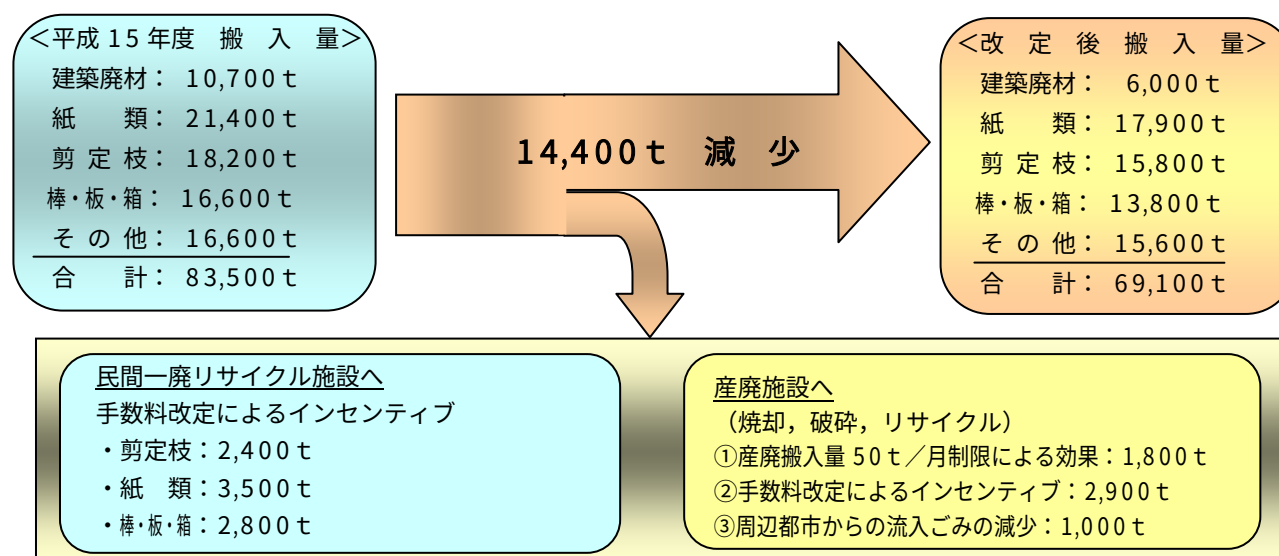
前回改定時：総搬入量 158,600 t から 1,800 t の減量効果

→今回の改定：総搬入量＝83,500 t なので、前回と同じ割合で減量すると仮定して ⇒ 約 1,000 t の減量効果

※なお、小口化の影響については推定できなかったため今回は考慮していない。

② 試算結果

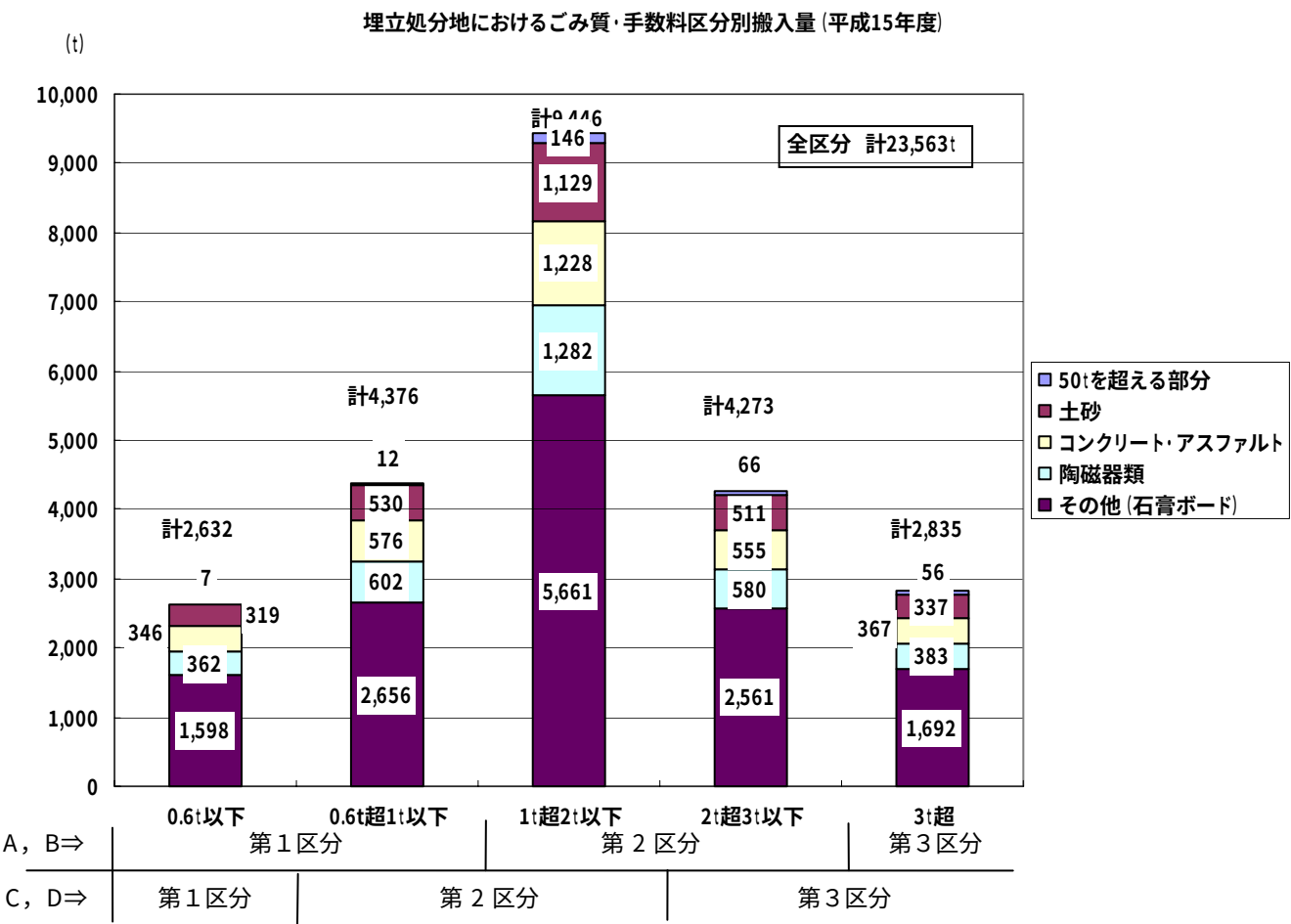
図 減量効果の最も大きかったケース C のごみ量の内訳



(2) 埋立処分地

① 試算方法

- 手数料区分別、ごみ質別に減量効果を試算する



○ 考慮する減量要素

■ 産廃搬入量制限の切下げ (月 100 t⇒月 50 t)

⇒現状月 50 t 超搬入者による搬入量のうち、50 t を超える部分は全量産廃施設へ搬入されるので、総搬入量からその分を差引く

■ 区分変更，料金変更による産廃施設へのインセンティブ

- ・ 不燃系産廃施設の料金は、きれいに分別できる場合 4～8 千と安価であるが、そうでないものは、受入料金が 10,000 円／t～20,000 円／t の埋立、破碎などの施設に持ち込むこととなり、料金帯に応じたインセンティブ度合いを推定することは難しいので、単純に料金の改定幅に応じて減量効果を推定する
- ・ 前回改定時の各品目の減量効果を試算し、それを今回改定時の最大減量効果と仮定し、料金区分別の各品目の料金改定幅と前回の改定幅を考慮し減量効果を推定する

※なお、小口化の影響については推定できなかったため今回は考慮していない。

② 試算結果

図 減量効果の最も大きかったケース C のごみ量の内訳

